

質疑応答（札幌会場）

Q 活動団体に対し、市町村が補助を決定すれば北海道も同額を補助する、とのことですが、どのように決まるのですか？

A 平成29年度から地方負担制度が導入され、都道府県と市町村のどちらが負担してもよい、という仕組みです。市町村が「支援したい」という地元の活動団体に対して北海道も同額を負担する、という形になります。つまり市町村の拠出額を上限に、北海道からも地域協議会を通じて活動団体に拠出します。ただし、各々国の交付金（資機材費を除く）の1/6が上限です。逆に言うと、市町村が補助しない団体には、北海道も補助できません。

Q 交付金による3年間の活動を終え、とても良い森になりました。来年度も継続して交付金申請をする予定ですが、「初年度に限る」と条件付きの活動推進費を、改めて申請することは可能ですか。また、今年度から導入されたモニタリングをすでに実施しましたが、来年度はどうすればよいですか？

A 継続申請の場合も初年度に、次の3年間の活動計画を立てるために、新たに活動推進費を申請することができます。モニタリングは、3年計画の途上にある活動団体には変則的に適用されることとなります。初年度に3年分の目標を立て、成果を毎年チェックするのがモニタリングの目的です。3年の計画期間が終わって継続する場合は、また次の3年の初年度に調査をして数値目標を立ててください。

Q 「中山間地農業ルネッサンス事業」について詳しく知りたいのですが、どこの部署に問い合わせればよいですか？

A 北海道本庁では農政部農村設計課、各振興局では農務課が所管しています。森林・山村多面的機能発揮対策関連であれば水産林務部森林環境局森林活用課でも対応します。

Q 活動5年目になり、だんだん良い森ができています。来年度、簡易製材機の導入を計画しています。申請要項に「製材機は対象外」と記載されていますが、チェーンソー製材機の補助例はあるとも聞いています。簡易製材機はどうでしょう？

A 森林内での活動を支援する交付金なので、工場に据え付けるタイプの製材機は対象外です。しかし林内の現場に持ち込んで簡易な加工をする移動式製材機は対象です。交付金の対象になるかならないか、よく分からない場合は、機材のカタログのコピーを地域協議会に送ってもらえれば、判断してお返事します。

Q 来年で活動6年目になります。平成28年度に2度目の採択を受けた時に3年分の活動計画書を提出していますが、平成30年度も3年分のスケジュールを提出する必要がありますか？

A 活動の初年度、または3年の計画期間が終わって4年目以降の活動を申請する団体に、3年分の活動計画書を提出していただいていますので、3カ年の途中で提出する必要はありません。

Q 申請準備の段階で市町村と協議しておく、とのことですが、市町村が「この活動に有効性はない」と判断して補助金を出さないケースはありますか？ また活動団体に対して、地元の市町村からのクレームはありますか？

A 平成29年度は、活動申請のあった道内41市町村すべてに協議会から確認を求め、「有効性は認められない」と回答した市町村はひとつもありませんでした。ただ「森林法に定められた手続きを遵守すること」「安全に配慮すること」といった条件が付けられる場合はあります。また、半数あまりの市町村が活動団体への支援措置を講じています。年度替わりギリギリのタイミングで制度変更があったため、ほとんどの自治体が補正予算で対応しましたが、半数近くの自治体は対応しきれなかったようです。他府県では「有効性がない」と判断される活動団体もありますが、ほとんどは政治的だとか、地域で問題を起こしたことがあるといった特別な事情がある団体のようです。

Q 活動団体と市町村の担当者との間でのコミュニケーションも大事だと思います。市町村側が単に書類を審査して現場を視察するだけで終わるのか、森林管理のプロである役場担当者が「もっとこうしたらどうだろう？」とアドバイスしたり、団体の活動を地元の全般的な森づくりにまで発展させたりするのか。これからそういう展開はありますか？

A この交付金制度の要綱に、市町村の役割は「活動の有効性を確認しつつ、活動組織への指導等を行うとともに、支援を行うよう努める」と示されています。市町村による「有効性の確認」は林野庁からQ&A形式の基準が示されていますが、審査や指導、支援のやり方は各市町村ごとに事情がありますので、活動団体のみなさんにはぜひ、「自分たちはこの森でこんなことをしたい」「地域にとって有意義です」「現地も見に来てください」といったアピールをしていただきたいと思っています。